

## 不妊治療費助成申請のQ&A

Q1) 助成対象となるのはどのような治療ですか？

A1) 不妊治療のうち保険外診療・保険診療の人工授精・生殖補助医療・生殖補助医療の一環としておこなわれる男性不妊治療・先進医療です。(タイミング法は対象外)

Q2) 保険診療と先進治療を受けています。不妊治療費助成の申請書は別々で提出となりますか？

A2) 同一医療機関で受けた診療であれば、1つの申請書で提出することが可能です。保険診療と保険外治療、それぞれで計算し合計額を助成します。

Q3) 2つ以上の医療機関で治療を受けた場合、不妊治療費助成事業受診等証明書はどうすればよいですか？

A3) それぞれの医療機関ごとに不妊治療費助成事業受診等証明書が必要となります。

Q4) 保険適用の不妊治療をして、加入する健康保険組合から給付がありました。申請する際何が必要ですか？

A4) 健康保険組合からの高額療養費・付加給付等の「決定通知書」をご提出ください。(領収額から給付額を差し引いた後の金額に対して助成を行います。)

Q5) 第2子以降の不妊治療は対象になりますか？

A5) 第何子の治療でも対象になります。

ただし、申請は、ひとりのお子さんをもうけるために通算5回が限度となります。

(令和7年4月以降に提出したものが対象)

Q6) 栃木市へ転入する前に開始した不妊治療については対象になりますか？

A6) 治療日・申請日ともに栃木市に住民登録をされていることを要件としておりますので、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた最初の治療分から対象になります。

Q7) 不妊治療をしているが、栃木市外へ住民票を移します。申請はできますか？

A7) 治療日・申請日ともに栃木市に住民登録をされていることを要件としておりますので、転出手続き前に申請が必要です。同日であっても転出手続き後の申請はできません。

Q8) 治療期間とはいつですか？

A8) 不妊治療の期間は医師の証明した期間となります。妊娠するための治療をおこない、妊娠確認に至る一連の継続した期間が終了してから申請してください。治療内容や治療金額によっては、数回の治療期間をまとめてご申請いただくこともできますので、医療機関での証明をお取り頂く前にご相談ください。

Q9) パートナーシップ宣誓証明書とはどのようなものですか？

A9) 栃木市では、栃木市人権施策推進プランの基本理念に基づき、市民一人ひとりがお互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を伴うものではありませんが、2人が互いに人生のパートナーとして、安心して栃木市で共同生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義のあることと考えています。宣誓が認められると、「栃木市パートナーシップ宣誓証明書」が交付されます。詳しくは、栃木市人権・男女共同参画課（0282-21-2161）へご確認ください。